

農業者のみなさんへ

みなさんの田畑や水路や農道、ため池や井堰などの施設が台風などで壊れた時、『災害復旧事業』により復旧しています。

『災害復旧事業』はとても高い補助率でたくさんの補助金（税金）をつかっています。

近年、国の審査がとても厳しくなってきました。

特に、水路や農道、井堰などの施設は・・・

災害査定官



「ちゃんと管理していましたか？
管理していなければ復旧は認めませんよ！」

と、言われているのです。

そこで、みなさんへのお願いです。

みなさんが大切に管理している水路や農道、ため池や井堰などの施設は、改良区や組合又は集落ごとに、毎年のように泥上げや草刈りなどの様々な管理を行っていることと思います。



管理作業をおこなった時は、ぜひ写真（代表的な箇所がかまいません）に残すとともに『いつ？どこで？どんな作業をおこなったのか？』を記録に残し、もしも災害を受けた時は、それを添えて市町村へお知らせ願いたいのです。

水路が台風で被災しました。管理記録はこれです。



5月2日	〇〇ほ場水路泥上げ・草刈り
5月20日	〇〇ほ場水路草刈り

管理している記録が大事なんだね☆



災害復旧がスムーズに進みます

問合せ先

中種子町役場 農林水産課 農業土木係

電話 代表27-1111（内線）234・240